

平成 19 年 10 月

財 政 健 全 化 へ の 基 本 方 策  
( 改 訂 版 )

神 奈 川 県

# 目 次

## 改訂にあたって

I	これまでの取組み	1
II	中期財政見通し（平成 20～21 年度）	3
III	この「基本方策（改訂版）」の目指すもの	5
IV	財政健全化の具体的方策	
1	本県が独自に取り組む方策	7
2	地方税財政制度改革等の実現による方策	15
3	財源確保見込み額	20
	おわりに	22

## （参考）「財政健全化の指針」における取組み

1	具体的な対策と財源確保の状況	23
2	「財政健全化の指針」の目標への取組み状況	25

## 用語の説明

## 改訂にあたって

- 本県では、平成10年度、11年度と連続して赤字団体となったことを契機として、12年3月に、今後の財政運営の方向を示す「財政健全化の指針」を策定し、16年度までの5年間、計画的に財政の健全化に全庁を挙げて取り組んできました。その結果、見込まれた財源不足額を全額解消するとともに、一定の「財政の土台」を築くことができました。
- しかしながら、こうした取組みによってもなお、景気変動により県税収入が大きく増減する不安定な税収構造や、義務的経費の比率が高いことによる硬直化した歳出構造といった、本県財政の根本的な課題の解決には至りませんでした。
- また、当時、その後を見通すと、過去に大量発行した県債の償還に伴う公債費や団塊世代の大量退職に伴う退職手当、さらに少子高齢化の進行に伴う介護・措置・医療関係費などの義務的経費のより一層の増加が見込まれる状況にありました。
- このため、平成17年3月に、「財政健全化への基本方策」を策定し、21年度までの5年間で、本県財政の構造改善を図り、真の財政健全化の実現を目指すことといたしました。
- 以来、全庁を挙げて「基本方策」に掲げた「本県が独自に取り組む方策」などを強力に推進してきた結果、19年度までに見込まれた財源不足を解消したことはもとより、リースバックや県債管理基金の積立不足など過去に緊急避難的に実施した財源対策に伴う後年度負担を解消するとともに、県債の新規発行抑制を継続し、18年度には新規発行額を自主財源の10%以内に抑制するという中長期的な目標を達成するなどの成果を上げることができました。しかし、依然として歳出に占める義務的経費の比率が高く、県債現在高が増加しているなど、財政構造の改善については道半ばでありますので、今後とも、この「基本方策」に沿った取組みを、着実に推進していく必要があります。
- 一方、この間「三位一体の改革」や国の「社会保障制度改革」の影響などにより県が負担する義務的経費が大幅に増加したことや、県税収入、地方交付税が見込みから大幅に増減するなど、歳入・歳出の両面で「基本方策」策定時の見込みから大きな変動が生じています。また、本年度に入り、今後4年間の本県の取組みを示した新たな総合計画「神奈川力構想」をはじめ、「行政システム改革基本方針」、「地域主権実現のための基本方針」を策定したところであり、これらの内容を「基本方策」に反映する必要があります。
- そこで、こうした状況の変化に対応するため、「基本方策」の基本的な方向性は堅持しつつ、その内容を改訂することとしました。「基本方策（改訂版）」では、これまでの取組み、状況の変化等を踏まえた新たな財政収支見直しを作成するとともに、21年度までに講ずるべき対策を盛り込んだところであります。
- この「基本方策（改訂版）」に着実に取り組んでいくことにより、21年度までに本県財政の構造改善を図り、真の財政健全化を成し遂げたいと考えています。

平成19年10月

神奈川県知事 松沢 成文

## I これまでの取組み

### 「財政健全化への基本方策」で目指すもの

- 本県財政を健全化するには、財源不足を解消するだけでなく、「硬直化した歳出構造及び不安定、不十分な歳入構造」という本県の財政運営上の根本的な課題を解決する必要があります。
- そのために「本県が独自に取り組む方策」や「地方税財政制度改革等の実現による方策」を定めて精力的に取り組む、その上で真の財政健全化を目指すこととしています。

#### (1) 財源不足の解消

- 「財政健全化への基本方策」では、18年度から19年度までの2年間で2,500億円もの財源不足が見込まれましたが、「基本方策」に掲げた具体的方策に着実に取り組むなどして、見込まれた財源不足を全て解消することができました。
  - ＜本県が独自に取り組む方策＞（財源確保目標額 1,410億円 → 財源確保額 1,542億円）
    - ・ 歳出面では、一般施策経費や人件費の抑制により、また、歳入面では、法人二税の超過課税措置の延長などにより自主財源の確保に努め、歳入歳出両面からの取組みにより目標額を上回る財源を確保しました。
  - ＜地方税財政制度改革等の実現による方策＞  
(財源確保目標額 1,090億円 → 財源確保額 38億円)
    - ・ IT投資促進税制の廃止、不動産取得税の特例税率の見直しが実現して、財源の確保に結びついたものの、地方消費税率の引き上げや、地方道路譲与税の譲与基準の見直しは、依然として実現していません。
  - ＜その他の変動要素＞（財源確保額 920億円）
    - ・ 上記に加えて、「基本方策」の見通しを上回る県税収入の増収など、歳入歳出に変動が生じています。

#### (2) 歳入・歳出の構造の改善

- ① 県税収入の増収
  - ・ 県税収入の大幅な増収等により、自主財源の比率が高まりました。  
(16年度 65.1% → 18年度 69.2%)
  - ・ 「インベスト神奈川」による企業誘致などにより、県税の増収を図るための基盤整備が進んできています。
- ② 公債費、税交付金等を除く義務的経費比率の低下
  - ・ 「三位一体の改革」や「社会保障制度改革」の影響などにより、県が負担する義務的経費が増加している中であっても、職員数の削減等により人件費の抑制に努めた結果、公債費、税交付金等を除く義務的経費比率を17年度の水準に維持しています。
- ③ 公債費負担軽減のための県債の新規発行の抑制、県債依存度の引下げ
  - ・ 毎年度の県債の新規発行額の上限を1,400億円とする当面の目標を達成しました。
  - ・ 一般会計における県債の新規発行額を自主財源の10%以内に抑制するという中長期的な目標を平成18年度の最終予算で達成しました。
  - ・ 県債の新規発行を抑制した結果、県債依存度が低下しました。  
(16年度 8.4% → 18年度 6.5%)

○ 「財政健全化への基本方策」の財源確保の状況(平成18～19年度)

(単位：億円)

項 目	財源確保 目 標 額	財 源 確 保 額	期間中の主な取組み
一般施策経費の抑制	360	443	・ 施策・事業の見直し 345 ・ 指定管理者制度の導入 48
人件費の抑制	340	527	・ 管理職等の給料及び手当の減額 13 ・ 職員数の削減 209 ・ 給与構造改革の実施 100 ・ 教職員配置の見直し 154
歳出の抑制 計	700	970	
自主財源の確保	710	572	・ 法人二税の超過課税の延長 404 ・ 個人県民税への超過課税の導入 35 ・ 県有財産(不動産)の売却 59
本県が独自に取り組む方策 計	1,410	1,542	
地方税財政制度改革等の実現による 方策 計	1,090	38	・ I T投資促進税制の廃止 14 ・ 不動産取得税の特例税率の見直し 24
その他の変動要素	—	920	・ 県税収入の増 2,617 ・ 地方交付税の減 △1,196 ・ 介護・措置・医療関係費の負担増 △391 ・ 県債の発行抑制 △332
財源確保額 合計	2,500	2,500	

○ 主な指標

(単位：億円、%)

区 分		16年度最終	17年度最終	18年度最終	19年度9現
歳 出	歳 出 総 額	16,138	16,108	16,473	16,441
	義 務 的 経 費	12,193	12,438	13,030	12,941
	人 件 費	7,944	7,973	8,062	7,831
	公 債 費	853	687	987	830
	義 務 的 経 費 比 率	75.6	77.2	79.1	78.7
	公債費・税交付金等を除く 義 務 的 経 費 比 率	59.8	62.5	62.7	62.4
政 策 的 経 費	3,945	3,670	3,443	3,500	
歳 入	県 税 収 入	9,707	9,983	10,639	12,557
	地 方 交 付 税	1,496	1,227	644	260
	国 庫 支 出 金	2,326	2,024	1,627	1,615
	一 般 財 源 比 率	72.6	76.0	79.4	78.8
	自 主 財 源 比 率	65.1	66.5	69.2	81.3
	県 債	(2,363) 1,350	(1,950) 1,170	(1,787) 1,068	(1,718) 1,068
	県債の自主財源に対する割合	12.8	10.9	9.4	8.0
	県 債 依 存 度	(13.8) 8.4	(11.5) 7.3	(10.4) 6.5	(10.1) 6.5

(注) ( ) は臨時財政対策債の特別会計計上分を含めた場合を示します。

## II 中期財政見通し(平成 20~21 年度)

○ ここに示す「中期財政見通し」は、平成 19 年度 9 月現計予算をベースとして、下記の前提条件のもとに、本県の財政収支が今後どのように推移するか推計しました。

### ○ 推計の前提条件

区 分		主 な 前 提 条 件
歳	県 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本経済の進路と戦略」の参考試算(平成 19 年 1 月、内閣府作成)に記載された名目経済成長率をベースに見込む。</li> <li>「三位一体の改革」により実施された所得税(国税)から個人県民税への税源移譲を織り込んで推計。</li> <li>「基本方策」策定後(平成 17 年 10 月)に延長した法人二税の超過課税による増収を見込む。</li> </ul>
	地 方 交 付 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省による基準財政需要額の伸び率の見込み、県税収入の伸び等を勘案して推計。</li> </ul>
	県 債	<ul style="list-style-type: none"> <li>県債新規発行額の当面の上限目標としている 1,400 億円を限度として見込む。</li> </ul>
入	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別交付金：18 年度減収見込額の本県シェアをもとに算定。</li> <li>地方特例交付金：21 年度まで現行制度が継続されるものとし、児童手当県負担額の伸び率を踏まえて推計。</li> </ul>
	地 方 特 例 交 付 金 国 庫 支 出 金 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫支出金などの特定財源は、歳出の増減に連動させて推計。</li> <li>「三位一体の改革」により実施された国庫補助負担金の改革の影響を織り込んで推計。</li> </ul>
歳 出	義 務 的 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員定数：一般職員の増減は見込まない。 教育職員は、児童・生徒数の自然増減に伴う増減等を見込む。 警察職員の増減は見込まない。</li> <li>給与改定：見込まない(19 年度の国の人事院勧告を勘案した影響額のみ反映)</li> <li>退職手当：現在の年齢構成から定年退職者の増減を見込むとともに、勸奨退職者及び自己都合退職者の増減を加味して推計。</li> </ul>
	公 債 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入利率は、上記「日本経済の進路と戦略」の試算で示された率に連動して見込む。</li> <li>臨時財政対策債は、21 年度まで制度が延長されたことから、引き続き公債管理特別会計で 650 億円の発行を見込む。</li> </ul>
	介 護 ・ 措 置 ・ 医 療 関 係 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の増加傾向を踏まえて推計。</li> <li>「三位一体の改革」や国の「社会保障制度改革」に伴う負担増を織り込んで推計。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>税交付金等は県税に連動して推計。</li> </ul>
	政 策 的 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度 9 月現計予算をベースに推計。</li> <li>「神奈川力構想・実施計画」において戦略プロジェクトに位置付けられた事業は、計画事業費を見込む。</li> <li>その他の事業は、20 年度以降の増減を反映して推計。</li> </ul>

○ 推計結果

(単位：億円)

区 分	19年度 (9現ベース)	20年度		21年度	
		現行の基本方 策における推 計(参考)	今回の推計	現行の基本方 策における推 計(参考)	今回の推計
県 税	12,557	11,050	12,900	11,400	13,550
地 方 交 付 税	260	900	100	750	100
県 債	1,068	1,400	1,400	1,400	1,400
そ の 他	2,556	2,400	2,400	2,400	2,400
歳 入 合 計 A	16,441	15,750	16,800	15,950	17,450
人 件 費	7,831	8,350	8,150	8,300	8,100
うち退職手当	555	900	900	930	950
公 債 費	(1,480)	(1,900)	(1,900)	(2,050)	(2,000)
	830	1,150	1,250	1,300	1,350
介護・措置・医療関係費	1,812	1,750	1,900	1,850	1,950
そ の 他	2,468	2,450	2,250	2,450	2,450
義 務 的 経 費	(13,591)	(14,450)	(14,200)	(14,650)	(14,500)
	12,941	13,700	13,550	13,900	13,850
政 策 的 経 費	3,500	3,700	3,600	3,700	3,700
歳 出 合 計 B	(17,091)	(18,150)	(17,800)	(18,350)	(18,200)
	16,441	17,400	17,150	17,600	17,550

(注) ( ) は臨時財政対策債の特別会計上分を公債費に含めた場合を示します。

財源不足見込額 C=A-B	0	△1,650	△350	△1,650	△100
---------------	---	--------	------	--------	------

### Ⅲ この「基本方策(改訂版)」の目指すもの

#### 【財政健全化の方向性】

本県財政を健全化するには、歳入の増加と安定化を図ると同時に、着実に歳出抑制を図ることで、財源不足を解消するだけでなく、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できる財政構造に改善することが必要です。その方向性としては、

- ・ まず、硬直化した歳出構造の改善が必要であり、義務的経費の大宗を占める人件費の総額抑制や、県債の新規発行額を抑制し公債費の増加を圧縮する取組みが重要であると考えています。
- ・ また、本県自らが、地域経済の活性化等により税源の充実に努めて県税収入の増加を図るとともに、本県の事務量に見合った税源配分となるよう、国からのさらなる税源移譲を実現させていくことも重要であると考えています。

そこで、次に掲げた各項を目標とし、これに着実に取り組むことで、財政健全化の実現を目指すこととします。

#### (1) 財政運営全般

- ① まず、中期財政見通しで見込まれた財源不足を確実に解消するとともに、実質収支の黒字を維持します。

平成 12 年度の「財政健全化の指針」による取組み以来、本県の実質収支は黒字で推移しています。赤字決算となれば翌年度の歳入でその赤字を補てんせざるを得ないなど、財政運営上、多大な影響を及ぼすことから、今後とも財源不足を確実に解消するとともに実質収支の黒字を維持していきます。

- ② 通常に確保できる歳入に見合った歳出規模としていきます。

過大な借金等を重ねて、無理な財政運営を続けていたのでは、財政健全化の実現は覚束ないものとなります。今後とも収入を安定させる努力を重ねるとともに、県税を中心とした通常収入に見合った歳出規模としていきます。

- ③ 「選択と集中」を旨に、より一層財源の重点配分を行います。

限りある財源を効果的・効率的に活用するため、「選択と集中」を旨に、県民生活への影響に配慮しながら施策・事業の優先度を見極め、より一層重点的な財源配分を行っていきます。

- ④ 可能な限り基金造成を図ります。

景気変動による税収の急激な悪化や、将来、不測の行政需要の増加に直面しても、直ちに緊急事態に陥らずにある程度の対応ができるよう、一定規模の基金造成に努めます。



## (2) 歳入構造の改善

### ① 国と地方の事務配分に見合った税源配分を実現します。

「三位一体の改革」により、国から地方へ3兆円規模の税源移譲が行われましたが、国と地方の事務配分が4：6であることを考えると移譲規模は不十分であり、事務配分に見合ったものとなるよう、さらなる税源移譲の実現を目指していきます。

### ② 中長期的な視点から企業誘致、産業活性化、雇用促進等を積極的に進めて県税の増収を図ります。

既存企業の県内再投資を促進するとともに、県外や国外から企業を誘致し、産業の活性化と雇用の拡大につなげるなどにより、県税収入の増収を図っていきます。

## (3) 歳出構造の改善

### ① 義務的経費をできる限り圧縮するため、人件費の抑制、維持管理費等の節減を進め、公債費、税交付金等を除く義務的経費の比率を低下させます。

歳出構造の硬直化を緩和し、歳入の増減に柔軟に対応できるようにするには、義務的経費の比率を少しでも低くしていくことが肝要です。これまでも人件費をはじめとして、義務的経費の圧縮に努めてきましたが、一方で「三位一体の改革」や国の「社会保障制度改革」の影響によって義務的経費の負担が増加しています。

こうした中であっても、引き続き職員数の削減等により人件費の抑制に努めるとともに、維持管理費等の節減を一層進め、公債費、税交付金等を除く義務的経費の歳出に占める比率を低下させます。

### ② 公債費負担をできる限り軽減するため、県債の新規発行を抑制し、県債依存度を引き下げるとともに、プライマリーバランスの黒字化を実現し、県債現在高を減少に転じさせます。

今後とも増加が見込まれる公債費負担をできるだけ軽減するため、県債の新規発行額を引き続き抑制し、県債の歳入総額に占める割合（県債依存度）を引き下げるとともに、平成22年度末までに、プライマリーバランスの黒字化を実現し、平成22年度以降、できるだけ早期に県債現在高を減少に転じさせます。

## (4) 地域主権の実現等

### ① 国・県・市町村の役割分担を見直し、広域自治体としての県の役割・機能の純化に努めます。あわせて、民間活力の活用を図ります。

国・県・市町村のどこがその事務事業を担うことが最もふさわしいのか、という観点から、役割分担の適正化を図り、県の役割・機能の純化に努めます。あわせて、民間活力の活用を図ります。

### ② 地域実態や住民ニーズをより反映した事業展開を図ります。

「三位一体の改革」は、地方の裁量権を拡大するという地方分権改革の趣旨からかけ離れた結果となったことから、「地方分権改革推進法」の下での改革に当たっては、国と地方の役割分担の適正化を進め、地方公共団体の行財政運営に係る裁量権と自由度の拡大を求めていくとともに、地域の実態や住民ニーズを、より反映した事業展開を図ります。

## IV 財政健全化の具体的方策

### ～具体的方策の推進にあたって～

- 「財政健全化への基本方策」の策定後、歳出の抑制や自主財源の確保など「本県が独自に取り組む方策」を積極的に講じたことや、県税収入が増収となったことなどにより、見込まれた財源不足額を全て解消することができ、また、臨時的財源を活用することなく、年度当初から収支が均衡した財政運営を行えるようになりました。  
今後、引き続き、歳出の抑制や自主財源の確保に取り組んでいきます。
- また、地方税財政制度の改革については、「三位一体の改革」により、平成 18 年度までに国庫補助負担金の改革と税源移譲が行われたものの、地方の裁量権の拡大や、国と地方の仕事量と税収の乖離の解消といった点では甚だ不十分な結果となっています。  
今後、予定されている「地方分権改革推進法」に基づく第二期地方分権改革では、真の地域主権の確立が図られるよう、これまで以上に精力的に取り組んでいきます。
- こうした取組みにより、財源不足を解消することはもとより、21 年度末までに「硬直化した歳出構造及び不安定、不十分な歳入構造」という本県の財政運営上の根本的な課題を解決し、真の財政健全化を目指します。

### 1 本県が独自に取り組む方策

#### 【取組みの基本的考え方】

- 「本県が独自に取り組む方策」については、平成 17～19 年度の 3 年間で既に目標を大幅に上回る取組結果となっており、さらに成果をあげるには、これまで以上の努力が求められます。
- 今後、地方分権改革が一層進展することによって、より地方の主体的な財政運営も可能となることから、「本県が独自に取り組む方策」の重要性が一層増してくることとなりますので、不断の努力を続けることが必要と考えています。

#### (1) 一般施策経費抑制の取組み

県民生活に密着する分野への影響に配慮しながら、引き続き一般施策経費の徹底的な見直しに取り組めます。

(単位：億円)

年 度	20 年度	21 年度	計
財 源 確 保 目 標 額	120	120	240

## ○ 施策・事業の見直し

「三位一体の改革」や国の「社会保障制度改革」などの影響で、実績に応じた措置が必要な義務的経費である「介護・措置・医療関係費」が大幅に増加しています。したがって、全体の歳出規模を拡大させることなく、県民ニーズに応じていくためには、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」をさらに徹底し、より優先度の高い施策へ限られた財源を重点的に配分していく必要があります。

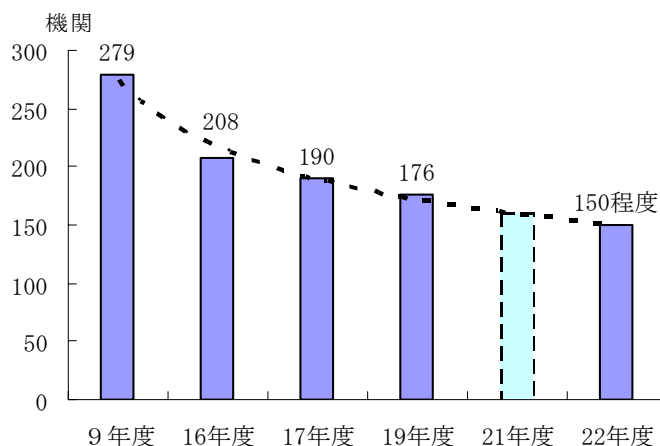
また、地域主権型社会の実現を目指していく中で、これまでの国庫補助負担金を前提とした事業展開を見直し、さらに、国・県・市町村、民間のいずれが担うべき事業かといった視点で役割分担の適正化を図りながら、本県の限られた財源の中で真に行うべき事業を構築していきます。

## ○ 県行政のスリム化

### ○ 出先機関の再編

平成9年度当初に279機関ありました出先機関については、19年度当初に176機関にまで再編してきましたが、今後も「行政システム改革基本方針」（19年7月策定）に掲げた目標に従い、22年度当初には150機関程度に再編し、より簡素で効率的な組織体制を構築します。

### ◇ 県出先機関数



(注) 数値は、総務部行政システム改革推進課公表数字より

### ○ 内部コストの抑制

- ・ 庶務事務については、「総務事務センター方式」による集中化を進めていますが、今後は、学校事務について拠点化・集約化し、効率化と経費節減を図ります。
- ・ 「戦略的施設管理」として、既存施設の用途転用等による再配置や、老朽化の進む施設に対しては改修工事及び計画的な修繕工事により長寿命化を推進し、施設管理に係る全体経費の節減を図ります。また、社会資本の整備や公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用する「PFI」や、CO2削減等に寄与し、併せて維持管理費の節減を図る「ESCO事業」の導入を図ります。

## ○ 民間活力の活用

### ○ 民営化の推進

県が実施している業務について、民間が主体となってサービスを提供できる社会経済環境が整っており、県が関与しなくても支障がない場合には、民営化を推進します。

### ○ 民間委託の推進

平成 20 年 4 月から、自動車二税に係る事務の民間委託を着実に推進します。さらに、このほかにも、県が担う業務を民間に委ねることによりサービスの維持・向上や経費の節減など、効果的・効率的な業務の実施が図られる場合には、可能な限り民間への業務委託を推進します。

### ○ 指定管理者制度の導入

公の施設における最適な管理運営主体のあり方について検討を行い、民間活力を活用した施設の管理運営により、サービスの維持・向上、管理の効率性の向上、経費の節減を図ることができる場合には、指定管理者制度の導入を進めます。

## ○ 第三セクターの見直し

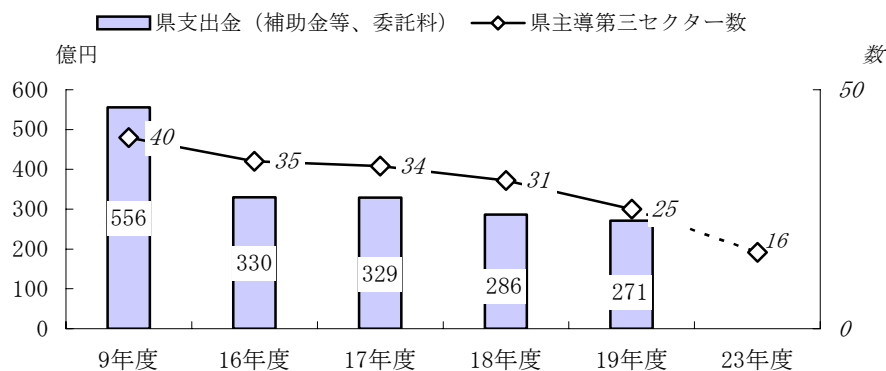
すべての県主導第三セクターについて、必要性、自立度の 2 つの視点から検証して法人ごとに今後のあり方を明らかにし、統廃合等の抜本的な見直しや更なる経営改善を促していきます。また、法人運営の自立化を促進するという観点から、県の財政的支援についても、見直しを進めるとともに、県派遣職員の引き揚げを行うなど、人的支援等も見直していきます。

<行政システム改革基本方針における目標>

県主導第三セクターを 25 法人(19 年度当初)から 16 法人に見直し(23 年度当初まで)

(統廃合、自立化の達成、第三セクター以外の法人への移行)

### ◇ 県主導第三セクターの法人数と県支出金の推移



(注) 数値は、総務部行政システム改革推進課公表数字より

## (2) 人件費抑制の取組み

(単位：億円)

年 度	20 年度	21 年度	計
財 源 確 保 目 標 額	100	100	200

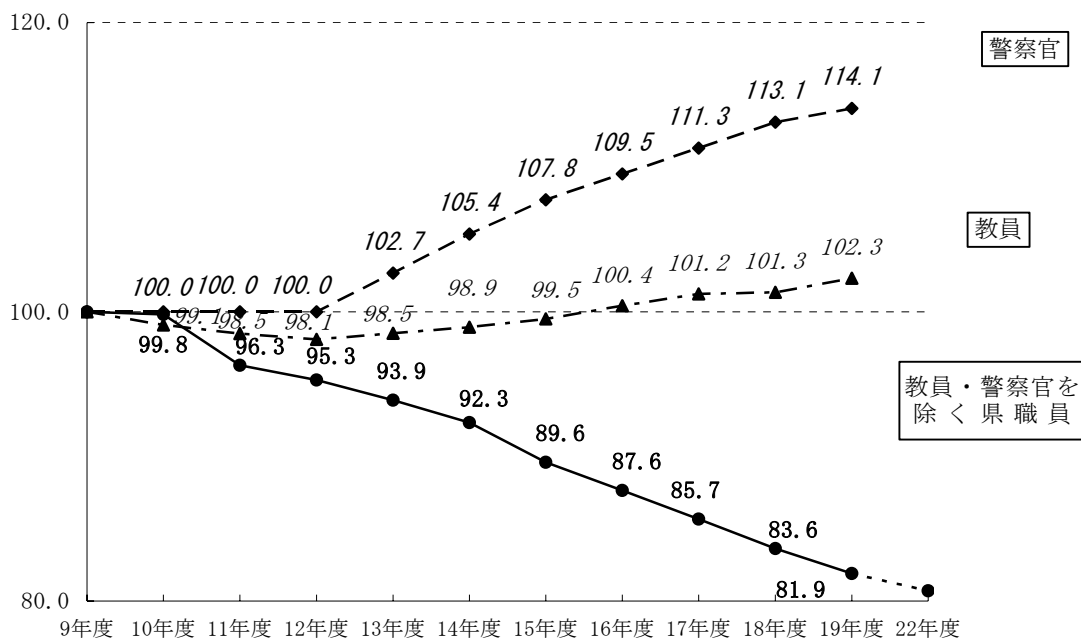
### ○ 職員数削減の継続的な取組み

職員数の削減については、平成9年度からの行政システム改革の取組みの中で積極的に推進してきており、19年度には、知事部局（病院事業庁を含む。以下このページにおいて同じ。）で280人、教員、警察官を除く県職員全体で340人の削減を行いました。その結果、職員数の削減はこの10年間で知事部局で2,681人、教員・警察官を除く県職員全体では3,567人となりました。

今後も、「行政システム改革基本方針」に掲げた、「知事部局職員数の1,500人以上削減。他任命権者（教員、警察官を除く）も同一の歩調で削減（15年度当初比、22年度当初まで）」の目標の達成に向け、着実に取組みを進めます。

### ◇ 条例定数の推移

(平成9年度を100とした場合の指数)



(注) 教員は、県立学校の教員及び市町村立学校の県費負担教職員を示します。

### ○ 人件費の総額抑制

これまで、平成 10 年度以降、期末・勤勉手当や給料の削減措置、平成 18 年度には、給料表の水準を引き下げるなどの給与構造改革を実施するとともに、退職手当についても見直しを行うといった取組みを進めてきました。

19 年度は、10 年度から行っている特別職の給料の削減措置を継続します。

また、20 年度からは、職員の意欲と能力をより活かすため、一般職員についても勤務成績をより適切に給与に反映する勤勉手当や昇給の制度を導入します。

今後とも、財政状況に応じ、人件費抑制への取組みを進めます。

## (3) 自主財源の確保

(単位：億円)

年 度	20 年度	21 年度	計
財 源 確 保 目 標 額	80	80	160

### ○ 税源の充実による税収増加の取組み

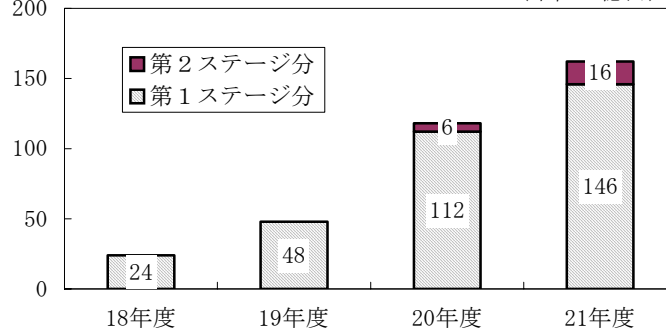
既存の税源だけで県税の増収を図るには、自ずと限界があることから、本県では、企業の設備投資や雇用に対する助成制度、融資制度及び税制面での優遇策を設けて、既存企業の県内再投資、県外や国外からの企業誘致を促進するため、平成 16 年 10 月から、「インベスト神奈川（神奈川県産業集積促進方策）」を実施し、地域経済の活性化による税源の充実に努めてきました。その結果、世界的な大企業が相次いで大規模な投資を行うなど、着実に成果を上げてきています。

今後は、中小企業の高度化・活性化等の観点から、「インベスト神奈川」の第 2 ステージとして新たな取組みを展開します。

こうした取組みにより県内経済を活性化し、県税の増収が図られるよう、税源の充実に努めていきます。

### ◇ 企業誘致による増収効果

(単位：億円)



(株) 浜銀総合研究所による調査結果

(注) 企業誘致による増収効果は、P.4 の県税収入の推計額に含まれています。

### ○ 課税自主権を活用した取組み

標準的な税率を超える税率で課税を行う超過課税制度は、全国的に広く実施されています。本県でも、昭和 50 年に法人の県民税に導入して以降、法人二税について、現在まで、活用目的を明らかにしながら、継続して実施しており、貴重な財源となっています。また、平成 19 年度から、個人県民税に水源環境の保全・再生のための超過課税を新たに導入しました。

今後も、地域が自らの責任と財源で地域のニーズに応じた行政サービスを展開できるよう、課税自主権の活用について検討を進めていきます。

### ○ 税収確保対策の強化

本県では、これまでも高額滞納事案について、専門の組織を設置して滞納整理に取り組むなど、様々な税収確保対策を実施してきましたが、今後とも早期課税や課税客体の掘り起こしなどに努め、税収確保に向けた取組みを強化していきます。

また、個人県民税については、市町村から市町村民税を含めて徴収の引継ぎを受け、県が直接滞納整理を行うとともに、県職員を市町村へ短期派遣するなど、市町村と連携した税収確保対策を行っていますが、今後とも、強力的に徴収対策を進めていきます。

### ○ 県有地の売却

県有施設は、今後様々な観点で再編統合が進められ、新たな利活用が可能となりますが、県有財産は県民の大切な資産ですので、まず公的に利活用することを検討し、それが見込めない場合には、財政状況に応じて、積極的な売却を図り、財源確保策の一助としていきます。

### ○ 柔軟な財源活用

地方公共団体の財政運営は、各年度毎に行われるのが原則ですが、歳入・歳出とも毎年度一様ではなく、財源不足額は年度毎に変動するとともに、確保できる財源も一定ではありません。

そこで、財政状況に合わせて、可能な限り基金を造成し、活用するなど、複数年度を視野に入れた財政運営を行っていきます。

#### (4) 県債の新規発行抑制

##### ○ 県債の新規発行の抑制

県債には、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものですが、後年度の負担という観点からは、安易な発行を控えなくてはなりません。本県では、毎年度の一般会計における県債新規発行額の上限を1,400億円とする当面の目標を着実に達成するとともに、県債依存度を低下させ、平成18年度には新規発行額を自主財源の10%以内に抑制するという中長期的な目標を達成しました。

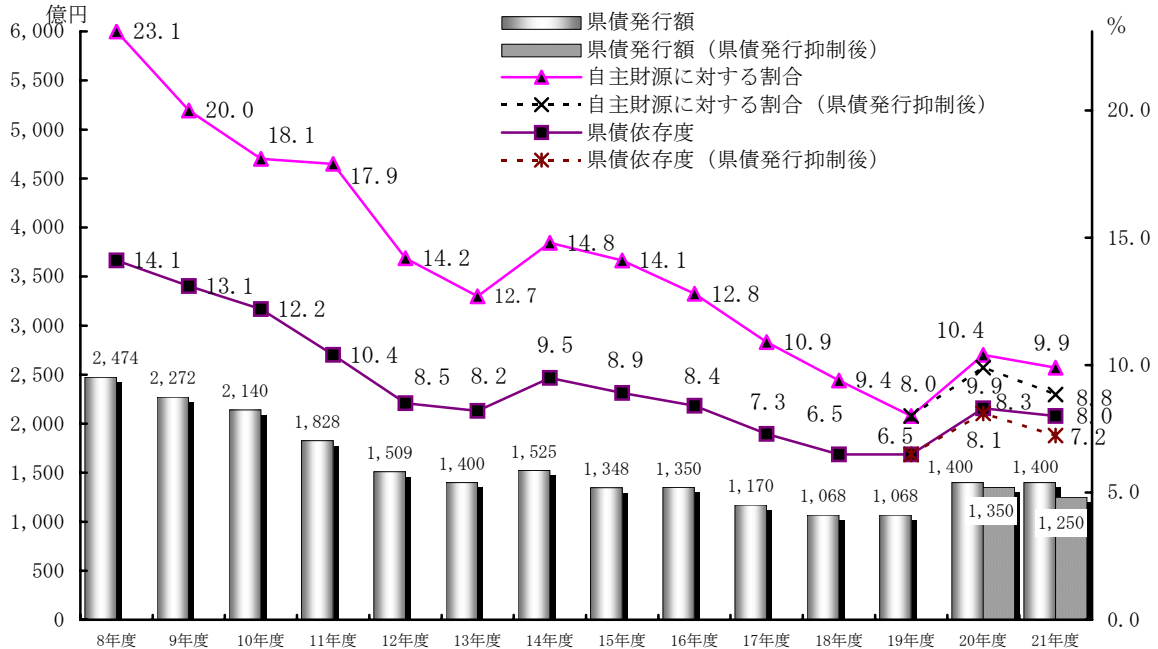
これらの目標に加え、今後は、県債の新規発行抑制に努め、平成22年度末までにプライマリーバランスの黒字化を実現し、平成22年度以降、できるだけ早期に県債現在高を減少させることを目指します。

なお、厳しい財政状況が続く中での緊急避難措置として、銀行等引受債の満期一括償還元金の積立率を6%から1.6%に抑制してきた結果として、15年度末には、積立不足額が1,700億円を超える見込みとなりましたが、後年度負担の軽減を図るため、15年度以降、追加の積み立てを行い、18年度末には過去の積立不足を完全解消することができました。

(単位：億円)

年 度	20年度	21年度	計
抑 制 目 標 額	△50	△150	△200

##### ◇ 県債発行額の推移

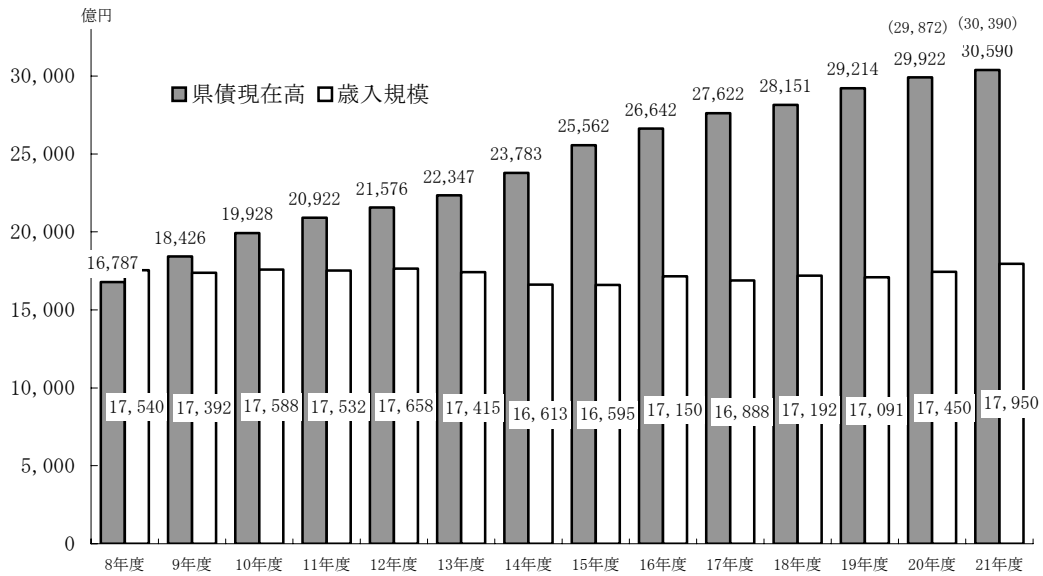


(注1) 平成18年度以前は最終予算額、19年度は9月現計予算額、20年度以降は推計額を示します。

(注2) 「県債発行額(県債発行抑制後)」、「自主財源に対する割合(県債発行抑制後)」、「県債依存度(県債発行抑制後)」は、平成20年度50億円、21年度150億円抑制した場合を示します。



◇ 歳入規模と県債現在高の推移



(注1) 県債現在高は、平成17年度以前は決算額、18年度は決算見込額、19年度以降は中期推計額を示します。( )書きは、県債発行額を平成20年度50億円、21年度150億円抑制した場合の県債現在高を示します。

(注2) 歳入規模は、平成18年度以前は最終予算額、19年度は9月現計予算額、20年度以降は推計額を示します。

(注3) 平成13年度以降は、県債現在高、歳入規模ともに、臨時財政対策債を含めた場合を示します。

## 2 地方税財政制度改革等の実現による方策

### 【取組みの基本的考え方】

- 地方公共団体が、真の地域主権の実現に向けて目指す方向は、自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定することです。  
しかしながら、現在その主たる財源である税源の配分においては、国税が地方税を大きく上回っており、地方公共団体が担っている事務量に見合った税源配分が行われていない状況にあります。
- 本県が長らく厳しい財政状況から脱却できない要因の一つとしては、こうした地方税財政制度の歪みが根底にあると考えています。したがって、本県の財政健全化のためには、本県自らができる限りの努力を重ねることはもちろんですが、あわせて地方税財政制度改革を是が非でも実現していく必要があります。
- 「三位一体の改革」により、平成 18 年度までに国から地方へ 3 兆円規模の税源移譲が行われましたが、国と地方の事務配分が 4 : 6 であることを考えると、この税源移譲規模では不十分です。したがって、地方消費税率の引き上げなどさらなる税源移譲の実現や、租税特別措置、非課税措置の整理・合理化など、地方税源を拡充するための税制改革を引き続き国に求めていきます。また、平成 19 年 4 月に地方分権改革推進法が施行され、政府は平成 22 年 3 月までに新分権一括法案を国会に提出することとしていますので、この第二期地方分権改革の中で、地方税財源の充実強化が図られるよう、本県としても、引き続き、国に対して強く求めていきます。

### (1) 地方税源を拡充するための税制改革

(単位：億円)

年 度	20 年度	21 年度	計
財 源 確 保 目 標 額	100	100	200

#### ○ 租税特別措置、非課税措置の整理・合理化

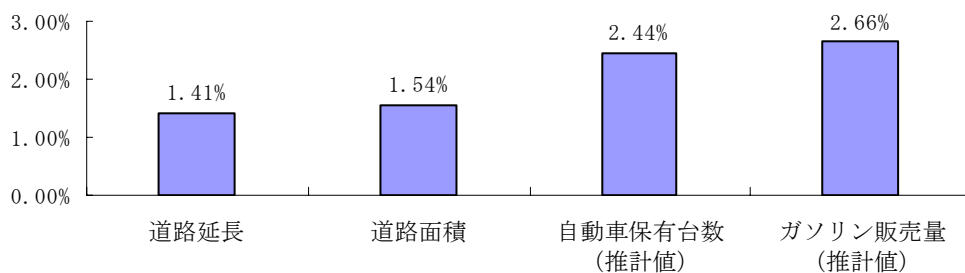
国税の租税特別措置は、制度上、自動的に地方税にも適用される仕組みになっており、地方公共団体の判断が反映されたものではありません。そもそも、国の施策である租税特別措置と地方税とは切り離して考えるべきものでありますので、その影響を遮断するよう求めていきます。また、非課税措置についても、既に制度創設の目的が達成されたものもあることから、真に必要とされるものだけに絞り、その整理・合理化を求めていきます。

### ○ 地方道路譲与税の譲与基準の見直し

地方道路税は、国税である揮発油税に合わせて徴収されており、道路延長及び道路面積を基準に、地方道路譲与税として、都道府県と政令指定都市に配分されています。本県は、数多くの自動車道路が道路を利用しているにもかかわらず、県土が狭いため道路延長、道路面積とも全国に占める割合が低く、その結果、税配分が少なくなる傾向にあります。

そこで、譲与基準については、自動車保有台数やガソリン販売量に変更するなど、税負担と道路の利用実態に見合った税配分となるよう、その見直しを求めています。

#### ◇ 本県（横浜市及び川崎市を除く。）の占める割合（対全国）



- (注1) 自動車保有台数は、平成19年3月末現在の保有台数から推計しました。  
(注2) ガソリン販売量は、平成18年度のガソリン販売数量から推計しました。

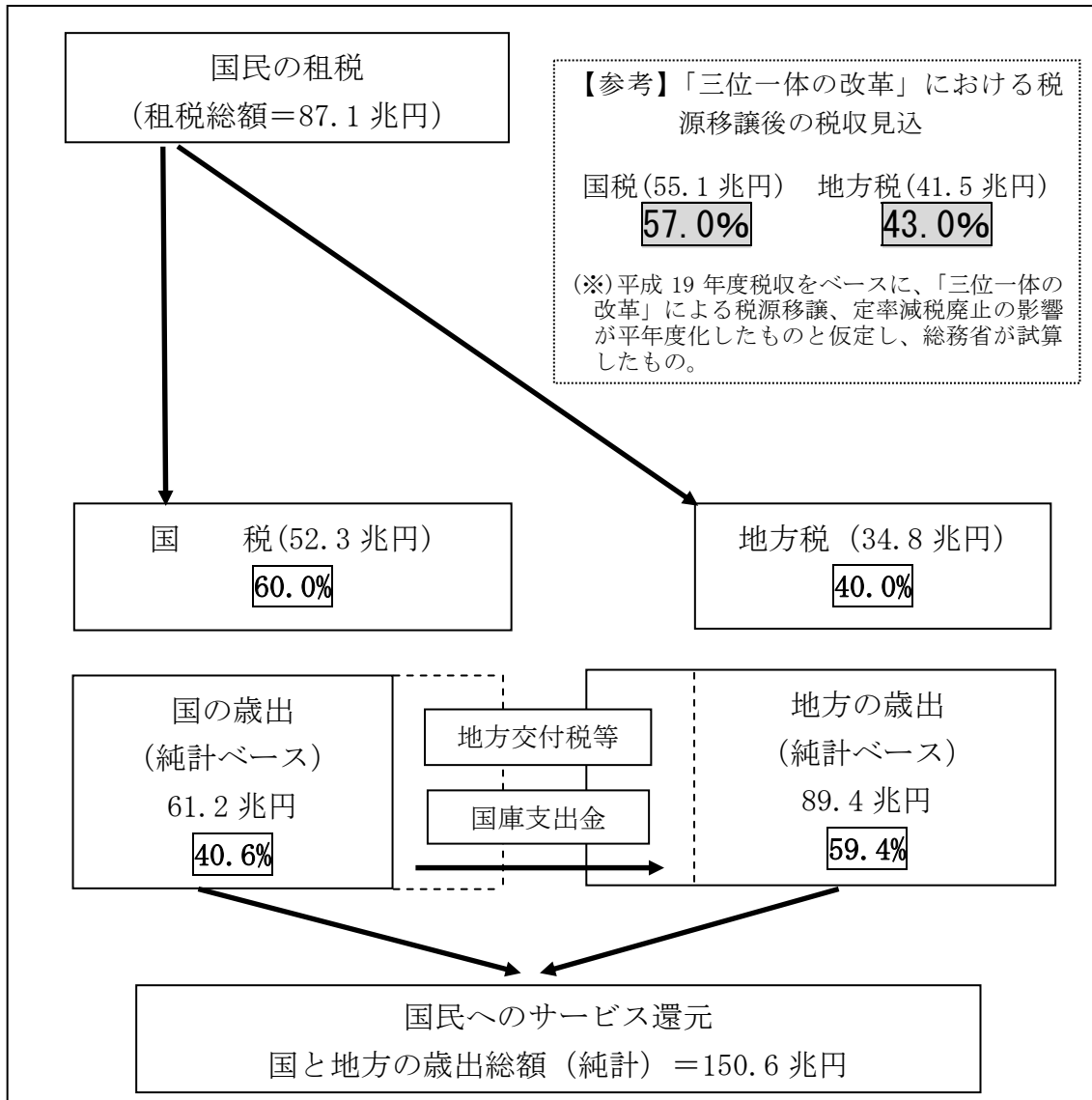
○ 地方への税源配分を高める税制改革

地方税の充実を図っていくためには、税源の偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要があります。この点、地方消費税は、税収の偏在が少なく、また、安定性も兼ね備えた地方の基幹税としてふさわしい税目といえます。

そこで、地方消費税の税率を現行の1%（国4%）から2.5%（国2.5%）に引き上げを求めています。加えて、所得税から個人住民税への更なる税源移譲により、当面の目標である国と地方の税源配分1対1を達成することを、引き続き地方の総意として国に強く求めています。

しかし、それでもなお、実際の事務配分は地方が国を上回っているという状況に変わりはありません。このため、実際の仕事量に見合うよう、地方の税源配分をより高めていく必要がありますので、より安定的かつ普遍的な地方税源の充実・強化を是が非でも実現するよう、国に対して強力に働きかけていきます。

**国・地方間の財源配分（平成17年度決算）**



## (2) 地方交付税制度の改革

### ○ 大都市圏特有の財政需要の反映

本県は大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算入されているとは言い難いことから、確実に反映できるように算定方法の見直しを求めています。

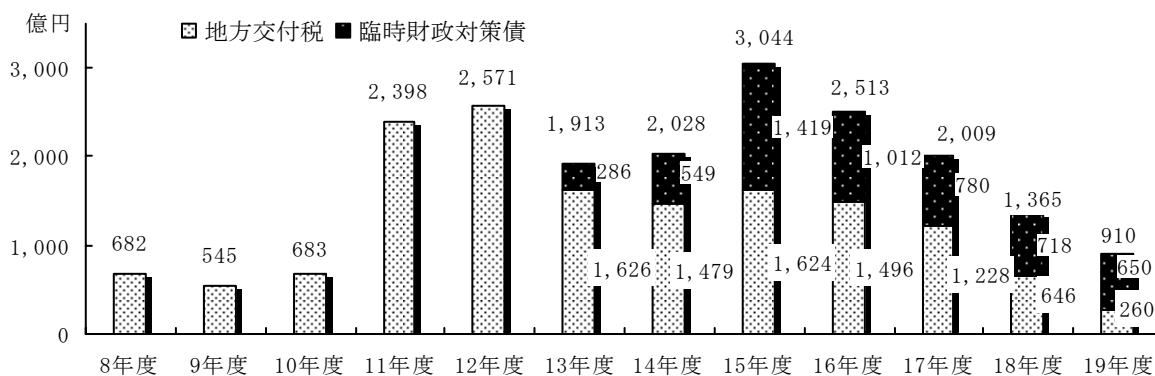
また、高齢社会の進展に伴い、今後、介護・措置・医療関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれるため、大都市圏の状況を踏まえた適切な算定が行われるよう、併せて国に求めています。

### ○ 地方交付税による臨時財政対策債相当額の措置

地方財源の不足に対応するため、平成 13 年度以降、地方交付税の振替財源として、地方公共団体が発行することとされた赤字特例債である臨時財政対策債は、臨時的措置であるにもかかわらず、国により 2 度も延長され、21 年度までが制度の期限とされています。

臨時財政対策債は、地方の財源不足に対する臨時的な措置ですので、本来の地方交付税で措置されるよう国に強く求めています。

### ◇ 地方交付税及び臨時財政対策債の推移



(注) 平成 17 年度以前は決算額、18 年度は決算見込額、19 年度は 9 月現計予算額を示します。

### (3) 国直轄事業負担金制度の廃止

#### ○ 地方負担の廃止

国直轄事業は、その事業が国家政策として行われており、その事業効果も一地方公共団体の区域を越えた広い範囲に及ぶものです。したがって、地域主権を推進し、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、国直轄事業負担金については速やかに廃止するよう求めています。

特に、国直轄事業負担金の対象とされている維持管理費については、本来管理主体が負担すべきものであり、地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理でありますので、特段に、速やかな廃止を求めています。

### (4) 政令指定都市の県費負担教職員制度の見直し

#### ○ 県費負担教職員給与の政令指定都市への移管

市町村立小学校等の教職員の給与費は、現在、都道府県が負担しています。

しかしながら、政令指定都市における教職員の任命権は政令指定都市が有しているため、給与負担者と任命権者が異なることとなり、人事や給与等の事務執行において「ねじれ」が生じています。

本県としては、地域主権推進の観点からも、教職員の任命権とともに、教職員の給与費負担を政令指定都市に一元化することによって、県の関与が縮小され、政令指定都市が、自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となることから、早期に制度見直しをするよう国に強く求めています。

### 3 財源確保見込み額

(単位：億円)

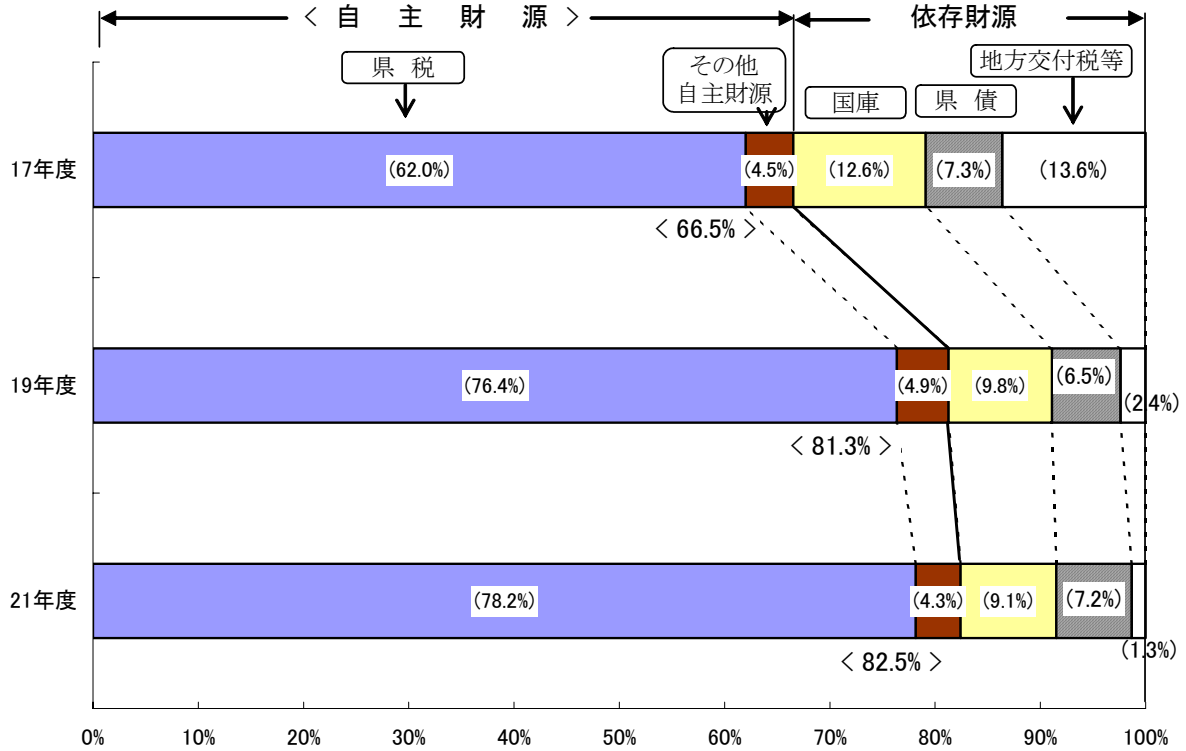
区 分	20年度	21年度	計
財 源 不 足 額	△350	△100	△450

歳出の抑制	・一般施策経費の抑制 (施策・事業の見直し、県行政のスリム化、民間活力の活用、第三セクターの見直し)	120	120	240
	・人件費抑制の取組み (職員数削減の継続的な取組み、人件費の総額抑制)	100	100	200
	計	220	220	440
自主財源の確保		80	80	160
本 県 が 独 自 に 取 り 組 む 方 策 計		300	300	600
財政健全化に向けた取組み (県債の新規発行抑制、基金造成等)		△50	△300	△350
地方税財政制度改革等の 実 現 に よ る 方 策		100	100	200
財 源 確 保 額 合 計		350	100	450

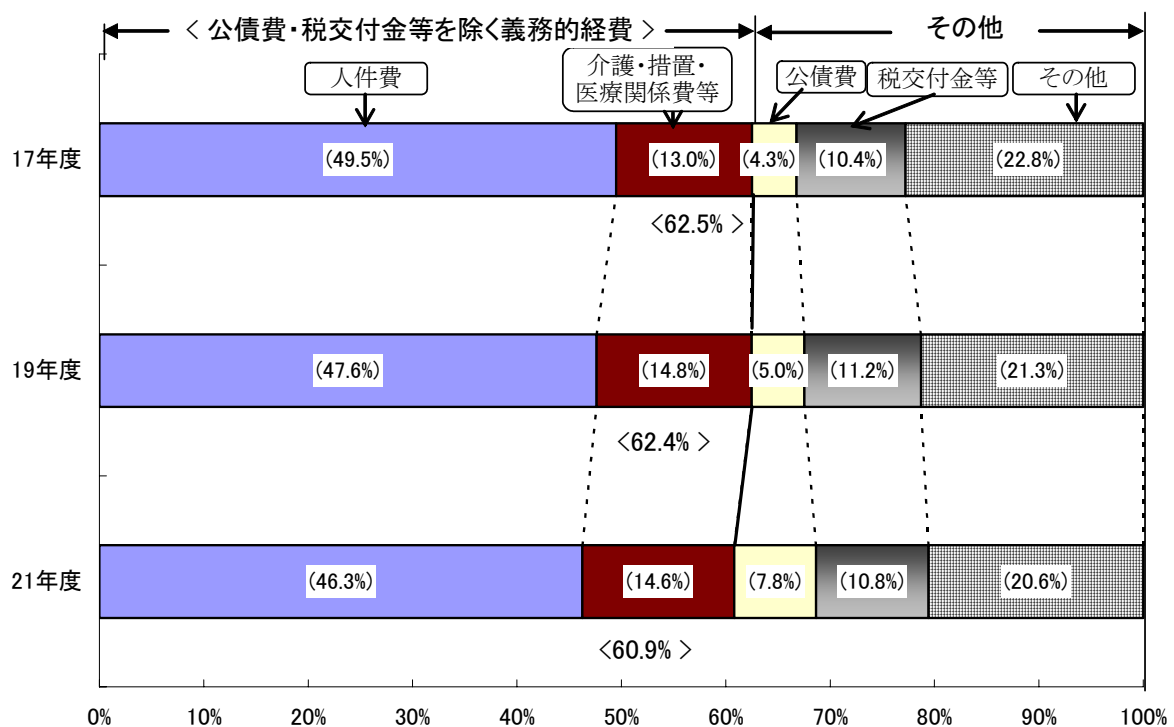
## 「財政健全化への基本方策（改訂版）」の取組み後の姿

この「基本方策（改訂版）」に取り組んだ後の主な項目の構成比は、次のとおりとなりますが、なお一層の歳入確保、歳出抑制に取り組むことで、財政構造のさらなる改善を目指します。

### 【歳入】



### 【歳出】





## おわりに

- 「財政健全化への基本方策（改訂版）」は、17年3月に策定した「財政健全化への基本方策」（取組期間：17～21年度）のこれまでの取組みを踏まえ、残る21年度末までの2年半に取り組むべき道筋を示したものです。
- 改訂版で示した財源確保策には、継続的に取り組んできたものの実現に至っていないものもあります。その中には、本県の努力だけでは達成が難しい国の制度変更を伴うものもありますが、「硬直化した歳出構造及び不安定、不十分な歳入構造」という本県の財政運営上の根本的な課題を解決し、真の財政健全化を目指すためには、困難を乗り越えて実現を目指していかなくてはなりません。
- 財政健全化は、県民福祉の一層の向上を図るための県政の「基盤」となるものです。このような意識のもと、取組期間とした平成21年度までに、真の財政健全化を達成できるよう、引き続き全庁あげて取り組んでいきます。

## (参考) 「財政健全化の指針」における取組み

### 1 具体的な対策と財源確保の状況

#### (1) 財源確保の状況

- 平成12年3月に策定した「財政健全化の指針」では、12年度から16年度までの5年間で1兆150億円もの財源不足が発生すると見込まれましたが、「本県独自の対策」を中心に、財源不足額の全額を確保することができました。

#### <本県独自の対策> (財源確保目標額 5,250億円 → 財源確保額 9,543億円)

- 歳出面では、一般施策経費や人件費の抑制により、また、歳入面では、リースバックなどの臨時的な財源や本県独自に臨時特例企業税を創設するなど、歳入歳出両面からの取組みにより財源を確保しました。

- ・ 「一般施策経費の抑制」では、既定事業の見直しなどの抑制策に取り組み、目標額を大幅に上回る財源を確保しました。

(財源確保目標額 900億円 → 財源確保額 2,207億円)

- ・ 「人件費の抑制」では、平成12年度から給料・調整手当及び管理職手当の減額を継続して実施してきたほか、期末・勤勉手当や知事部局職員数の削減等に積極的に取り組み、財源確保の中心的な役割を果たしました。

(財源確保目標額 1,200億円 → 財源確保額 3,682億円)

- ・ 「公債費の抑制」では、「漸減方針」に沿って県債の新規発行を抑制してきたほか、銀行等引受債の償還積立率を抑制したこと等により、目標額を大きく超えて財源を確保しました。

(財源確保目標額 1,800億円 → 財源確保額 2,400億円)

- ・ 「自主財源の確保」では、臨時特例企業税を創設したほか、不動産売却、リースバックや貸付債権の活用・資金化など、工夫を凝らした手法により目標額のほとんどを確保しました。

(財源確保目標額 1,350億円 → 財源確保額 1,254億円)

#### <地方税財政制度の改革> (財源確保目標額 4,900億円 → 財源確保額 - 億円)

- 「地方税財政制度の改革」については、具体的な財源確保にまでは至りませんでしたが、「財政健全化の指針」により、財政健全化の実現には、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠であることを示して、国に対し、積極的に税源移譲の早期実現や外形標準課税の導入等を働きかけてきました。
- その結果、本県が先駆けて掲げた法人事業税の「外形標準課税」が地方税制度の改正により一部導入され、法人関係税の安定化に寄与することとなりました。
- また、「三位一体の改革」においては、本県が要望してきた個人住民税による税源移譲が行われました。

○ 「財政健全化の指針」の財源確保の状況(平成12～16年度)

(単位：億円)

項 目	財源確保 目 標 額	財 源 確 保 額	期間中の主な取組み
一般施策経費の抑制	900	2,207	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既定事業の見直し 1,380</li> <li>・県単土木事業費の抑制 765</li> <li>・内部管理経費の節減 62</li> </ul>
人件費の抑制	1,200	3,682	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料及び調整手当の減額 552(△2%、△4%)</li> <li>・管理職手当の減額 10(△5%)</li> <li>・期末・勤勉手当の削減 1,253(△0.85月)</li> <li>・知事部局職員数の削減 215(△1,280人)</li> <li>・高年齢層職員の昇給停止 30</li> </ul>
公債費の抑制	1,800	2,400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県債の新規発行の抑制 307</li> <li>・借入時期の見直し等 393</li> <li>・銀行等引受債の償還積立率の抑制 1,656 (6%積立→1.6%積立)</li> </ul>
歳出の抑制 計	3,900	8,289	
自主財源の確保	1,350	1,254	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産売却・リースバック 335</li> <li>・貸付債権の活用・資金化 335</li> <li>・企業会計繰入金 98</li> <li>・臨時特例企業税の創設 204</li> </ul>
本県独自の対策 計	5,250	9,543	
地方税財政制度の改革 計	4,900	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外形標準課税の一部導入</li> <li>・個人所得課税による税源移譲に向けた取組み</li> </ul>
その他の変動要素	—	607	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税収入の増減</li> <li>・地方交付税の増減 等</li> </ul>
財源確保額 合計	10,150	10,150	

## 2 「財政健全化の指針」の目標への取組み状況

### 「財政健全化の指針」で目指したもの

- ① 年度ごとに財政収支の均衡を目指す。  
(当面の赤字を早期に解消し、以降新たな赤字は発生させない。)
- ② 「財政健全化の指針」対象期間終了後の平成 17 年度以降、税収が 2%程度の伸長を続けた場合に、無理のない財政運営で持続的に収支が均衡する財政体質となるよう、対象期間の最終年度である平成 16 年度までに財政の土台を築く。  
また、経済環境の変化に弾力的に対応できる財政体質を目指して、できる限り基金の造成を図る。
- ③ 県税収入を中心とした通常の収入に見合った、いわゆる「身の丈にあった予算規模」の実現を目指す。

上記の 3 点を基本的な目標として、平成 12~16 年度の 5 年間、様々な対策を講じてきましたが、その取組みの状況と財政健全化に向けた課題については、次のとおりとなっています。

#### 〔①財政収支の均衡〕

- 「財政健全化の指針」を策定した 12 年度以降は、歳入・歳出両面からの様々な取組みにより「新たな赤字を発生」させることなく、財政運営を行ってきており、年度当初には財源不足を抱えながらも、最終的には「年度ごとに財政収支を均衡」させた上で、さらにどうにか決算黒字も維持しました。

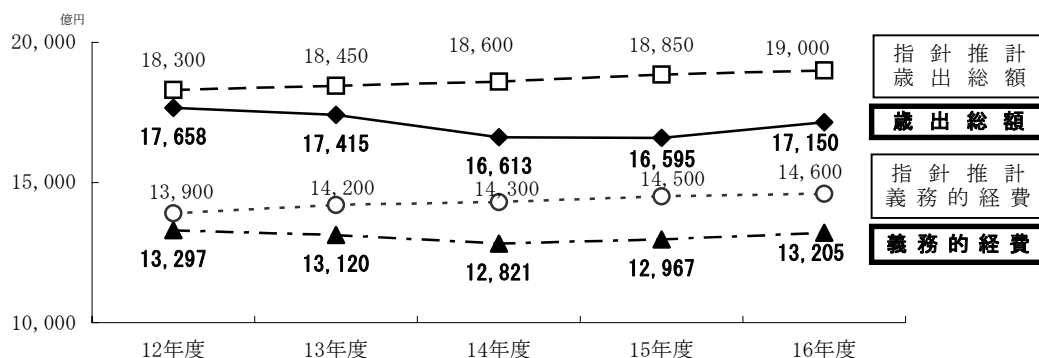
(単位：億円)

区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
実 質 収 支	40	32	45	63	黒字見込み

#### 〔②財政の土台〕

- 「平成 17 年度以降、税収が 2%程度の伸長を続けた場合に、無理のない財政運営ができる『財政の土台』を築く」ことについては、一定の成果をあげることができました。
- それは、歳出面では、12 年度以降、①施策・事業の見直しに加え、②職員数の削減や給与費の抑制に取り組み、警察官や教職員が増員となる中であっても、人件費総額の抑制を達成することができたこと、③県債の発行を極力抑制し、公債費の伸びを抑えてきたことなどから、「財政健全化の指針」で想定していた歳出規模より、実際の予算は相当に低く抑えることができ、今後抑制基調の歳出が可能となる「土台」を一定程度築けたことによります。

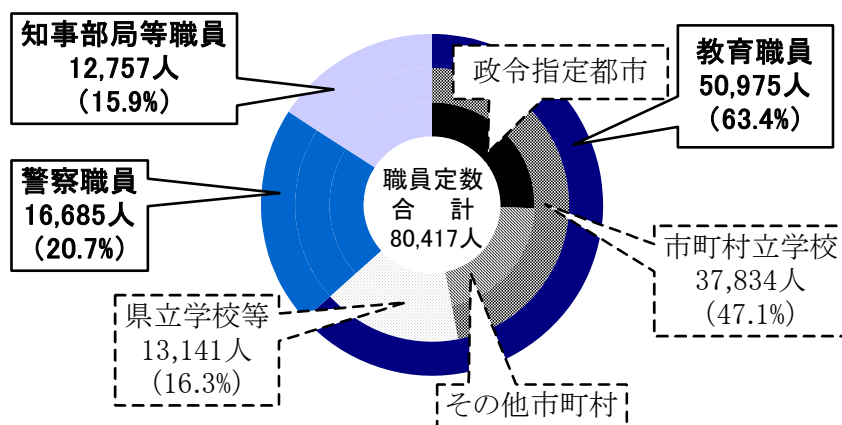
#### ◇ 「財政健全化の指針」での推計額と予算額との比較



(注) 歳出総額、義務的経費は、各年度とも最終予算額であり、臨時財政対策債の特別会計計上分を含めた場合を示します。

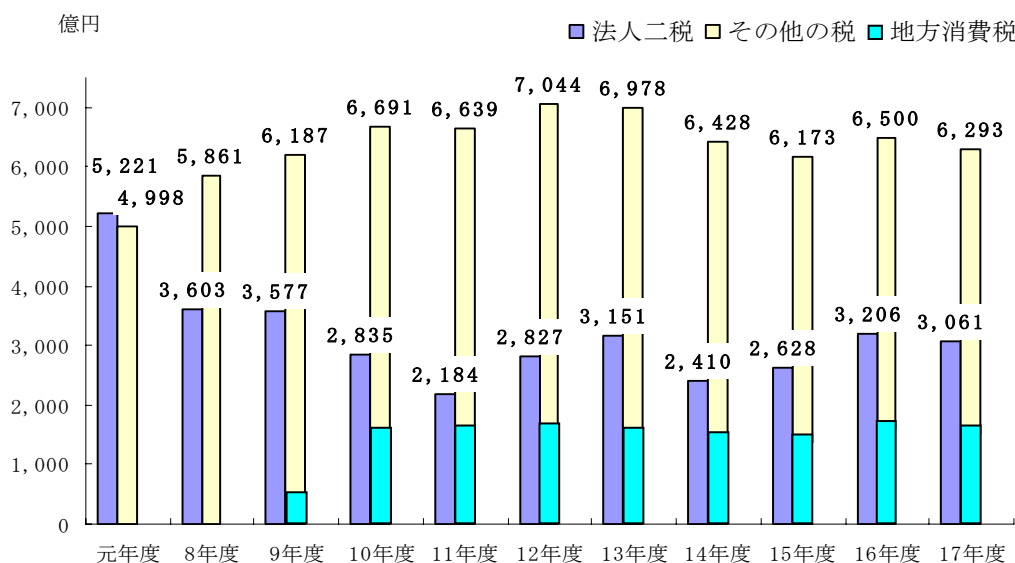
○ しかし、こうした努力にもかかわらず、歳出総額に占める義務的経費の比率は依然として高水準にありました。その大きな要因として、本県は、政令指定都市を2市抱えているという特徴があります。政令指定都市が道路整備や児童相談所の設置などの福祉施策を担う一方で、県では法令に基づき、多くの人口に見合って多くの警察官や教職員を配置し、その人件費を県が負担しなくてはならないことから、歳出に占める義務的な経費の割合が高くなり、極めて柔軟性を欠いた歳出構造となっています。

◇ 神奈川県職員条例定数（平成17年4月1日現在）



○ また、歳入面では、本県歳入の大宗を占める県税収入が法人二税（事業税及び県民税）を主力としているため、景気に左右され、県税収入額が大きく増減することから、安定的に伸長する歳入予算が確保できない状況となっています。

◇ 法人二税等の推移

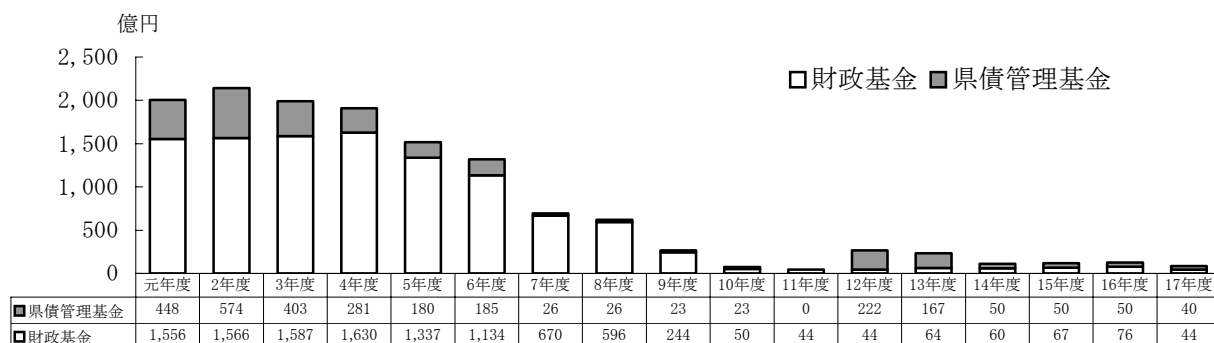


(注1) 平成15年度以前は決算額、16年度は最終予算額、17年度は当初予算額を示します。

(注2) 地方消費税は、その他の税の内数です。

- 「経済環境の変化に対応するための基金造成」についても、基金は底をついている状況にあり、一定の基金造成が課題となっています。

### ◇ 基金の状況



(注) 平成15年度以前は決算額、16年度は最終予算額、17年度は当初予算額を示します。

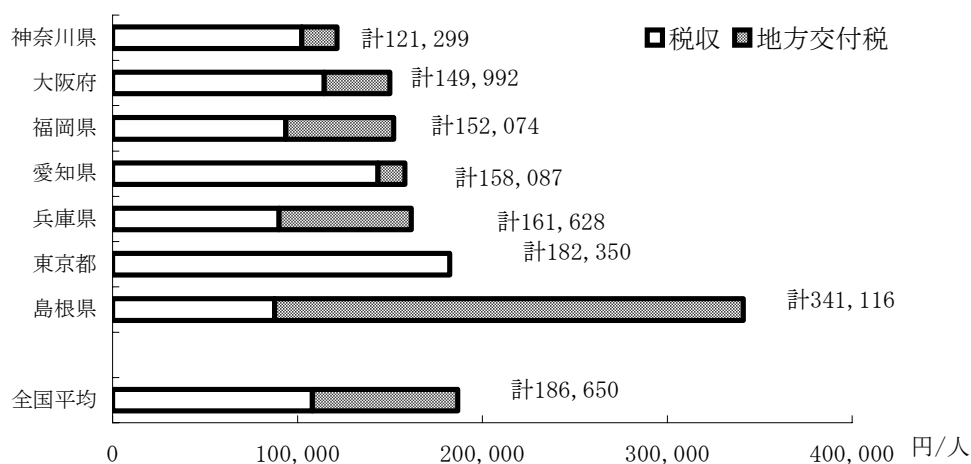
### 〔③身の丈にあった予算規模〕

- 「県税を中心とした通常の収入に見合った歳出規模の実現」については、毎年度、臨時的な歳入と臨時財政対策債により、どうにか財政運営を行ってきており、実現にはほど遠い状況にありました。

- その要因としては、歳出に占める義務的な経費の割合が高いにもかかわらず、本県の人口一人当たりの県税収入と地方交付税の合計額が都道府県の中で最下位であるなど、財政需要に見合う十分な一般財源を措置できないといった事情が挙げられます。

このことは、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が、全国でも2番目に高く、硬直化が進んでいるということにも端的に表れています（経常収支比率 神奈川県：95.7 全国平均：89.1 平成15年度普通会計決算）。

### ◇ 県民一人当たりの税収及び地方交付税の合計



(注) 「平成15年度都道府県財政指数表」より

## 【用語の説明】

- 義務的経費  
支出が義務的で任意に削減できない極めて硬直性の高い経費で、本県では、人件費、公債費、介護・措置・医療関係費、税交付金等及び施設の維持運営費等を位置づけています。
- 義務的経費比率  
歳出総額に占める義務的経費の割合を表します。この比率が小さいほど、財政の弾力性があり、新しい行政需要にも対応できるなど、柔軟な財政運営が可能となります。
- 一般財源  
歳入のうち、用途が特定されてなく、自治体の裁量によって使用できる財源で、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、繰越金からなります。
- 一般財源比率  
歳入総額に占める一般財源の比率を表します。この比率が高いほど、財政の柔軟性があり、施策事業の拡大を図ることなど、県が自主的な判断で行うことができる事業の自由度が高まると言えます。
- 自主財源比率  
歳入総額に占める自主財源の比率を表します。自主財源とは、地方税など自治体が自らの意思に基づいて徴収できる財源を示し、この比率が高いほど、財政運営の自主性を発揮することができる言えます。
- 経常収支比率  
経常的経費（人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費）のために、経常的一般財源（県税、普通交付税のように経常的に収入される一般財源）がどれだけ充当されたかを表します。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、財政構造の硬直性が高いと言えます。
- 県債依存度  
歳入総額に占める県債の割合を言います。県債には、施設などを利用する将来の世代との間で負担の平準化を図る機能がありますが、この比率が高いほど、後年度の負担が大きくなります。
- 臨時財政対策債  
国において、地方交付税の原資が不足したため、制度創設時は平成13年度から15年度の時限で地方交付税の振替財源として措置された赤字特例債ですが、その後も引き続き国の地方交付税原資が不足しているため、過去2度にわたり制度が延長され、21年度まで措置されることとなっています。なお、本県では、これを通常の県債とは別に管理することとし、公債管理特別会計で計上しています。
- プライマリーバランス  
世代間の受益と負担の関係を表す指標で、過去に発行した県債の償還に係る公債費から新たに借り入れる県債発行額を差し引いて算出します。プライマリーバランスが赤字の場合は、現世代が自ら負担する以上の行政サービスを受享受し、将来世代に負担を回している状態にあるとされています。

### 神奈川県総務部財政課予算システム班

所在地	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話	045-210-2262
F A X	045-210-8805
ホームページ	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/soumu/1103/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/soumu/1103/index.html</a>